

令和6年度障害福祉サービス事業者集団指導

**事業者等に係る
各種届出等について**

障害保健福祉推進室事業者指定担当

1 指定内容に係る変更届

(1) 提出期限等

指定事業者は、その指定に係る事業所の変更届を提出する場合は、10日以内（10日目が閏序日の場合は、翌日）に提出しなければなりません。

※ 必要な添付書類については、事前に確認して下さい。

※ 10日を過ぎて提出される場合は、原則として、変更届の提出は不要です。

(2) 軽微な変更に係る特例的な取扱い

従業員の交代に伴う運営規程の変更等、その都度ではなく、年1回、4人程度の範囲で、年1回の頻度で、なる場合に、4月10日までに届け出ることができます。

なお、従業者の員数の記載については、「〇〇人」という記載以外に、「〇〇人以上」という記載でも差し支えありません。この記載の場合、従業者の員数に変更があつても、運営規程の人員を満たし、かつ、人員基準を満たしていれば、変更届の提出は不要です。

(3) 事前相談が必要な場合

ア 事前相談が必要な変更事項

- 事業所・施設の移転
- 従たる事業所の設置
- 利用定員の変更（増員及び減員）
- 共同生活援助の種類（介護サービス包括型、日中サービス支援型又は外部サービス利用型）の変更、共同生活住居の追加
- 短期入所の種類（併設型又は空床型）の変更
- 障害者支援施設のサービスの変更

※ 面積要件がある事業（生活介護、短期入所、宿泊型自立訓練、共同生活援助、障害者支援施設）の事業所の移転、従たる事業所の設置等については、事前に現地確認を行って下さい。

イ 変更届の提出期限

(ア) 居宅介護、重度訪問介護、併びに短期入所の種類（併設型又は空床型）の変更日から10日以内

(イ) (ア)以外の変更
変更日の1箇月前

ウ 変更指定申請が必要な場合

以下の変更事項についての提出が必要となります。

- 定員の増（生活介護、就労継続支援B型）
- 障害者支援施設のサービスの変更

※ 添付書類については、2.1.2.の「変更指定申請に必要な書類」を参照してください。

エ 留意事項

- 十分な時間的余裕をもって事前相談をして下さい。
- 事前相談は予約制になっていますので、必ず事前に電話で予約をお願いします。また事前相談には、サービス種別ごとに作成した事前相談票を持参して下さい。
- 面積要件のある事業（生活介護、短期入所、宿泊型自立訓練、共同生活援助、障害者支援施設）の事業所の移転及び利用定員の変更については、事前に現地確認を行い、要件を満たしていることを確認したうえで、変更届を受理します。
- 例年、4月については、基本報酬等給付の算定変更に伴う業務を優先するため、面積要件がある事業（生活介護、短期入所、宿泊型自立訓練、共同生活援助、障害者支援施設）の事業所の移転、従たる事業所の設置及び利用定員の変更については、原則として、4月2日から5月31日までの変更を受けることができません。

(4) 電話番号及びファックス番号の変更

事業所の電話番号及びファックス番号が変更となった場合は、速やかに「電話・ファックス番号変更届」を提出して下さい。

管理者やサービス提供責任者、サービス管理責任者、相談支援専門員などの資格や実務経験等が必要な職種の届出ができないケースが散見されます。

特にサービス管理責任者の不在に関する場合は減算の適用になる可能性がありますので、必ず適切に届出を行っていただくようお願いします。

移転等の場合、建物について、設備基準や各種法令に適合しているかを確認していただく必要がありますので、賃貸借契約などの手続きを行う前にご相談ください。

ア 「お知らせ」 のページです。

The screenshot shows the Kyoto City Information Library website. At the top, there is a navigation bar with links to '市役所へのアクセス' (Access to City Hall), '組織一覧' (Organization List), and a search bar. Below the navigation bar, there is a yellow banner with red text: '新着情報はこちらにアップされますので、このページをブックマーク登録し、定期的に確認してください。' (New information is updated here, so please bookmark this page and check it regularly). The main content area is titled 'お知らせ' (Announcements) and lists several news items:

- 京都市就労継続支援B型等工賃補償助の支払実績報告について (2022年4月28日)
- 執務室の移転について（令和4年5月6日） (2022年4月27日)
- 令和4年度 京都府サービス管理責任者等基礎研修の開催について (2022年4月15日)
- 令和4年度 京都府相談支援従事者現任研修の開催について (2022年4月15日)
- 令和4年度 京都府相談支援従事者初任者研修（8日・3日・演習コース）の開催について (2022年4月15日)
- 令和4年度 福祉・介護職員処遇改善加算／福祉・介護職員等特定処遇改善加算の提出書類について（障害福祉サービス及び障害児通所支援事業等） (2022年3月31日)

※【R4.3.31更新内容】体制等状況一覧表【別紙1】、（別紙様式2-1,2-2,2-3）処遇改善計画書を差し替えました。

On the right side, there is a sidebar titled '障害福祉サービス等事業者向けの情報' (Information for Service Providers) with the following links:

- お知らせ
- 新型コロナウイルス感染症関連情報
- 障害福祉サービス・地域生活支援事業者の指定等に関する届出
- 介護給付費の請求・利用契約関係
- 通知・様式・マニュアル等
- 事故報告書
- 障害保健福祉推進室への新型コロナウイルス感染症に関する情報

イ 「障害福祉サービス・地域生活支援事業者の指定等に関する届出」 のページです。

The screenshot shows the Kyoto City Information Library website. At the top, there is a navigation bar with links to '市役所へのアクセス' (Access to City Hall), '組織一覧' (Organization List), and a search bar. Below the navigation bar, there is a yellow banner with red text: '障害福祉サービス等の指定申請、指定更新申請、変更届、加算の届出、業務管理体制の届出など、各種書類の様式はこちらからダウンロードしてください。' (For applications such as designation, renewal, changes, declarations, and business management systems, you can download the forms from here). The main content area is titled '障害福祉サービス・地域生活支援事業者の指定等に関する届出' (Application for designation of service providers) and lists several application items:

- 指定、指定更新、指定内容変更、加算等
- 【令和4年度】給付費等に係る届出（加算等の届出、利用日数の特例の届出等）について (2022年3月31日)
（介護給付費等の算定に係る書類等についてご案内します）
- 地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター及び訪問入浴サービス）に係る申請書及び届出書について (2022年3月18日)
（地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター及び訪問入浴サービス）の指定申請書・変更届等の様式を掲載しています。）
- 障害福祉サービス事業等の指定審査手続について (2022年2月22日)
（障害福祉サービス事業等の指定申請をされる事業者は、以下のページをご覧ください。
申請手続きに進む前に、まずは審査手続についてご確認ください。）
- 指定特定相談・指定申請書様式について (2022年2月22日)
（特定・一般相談支援事業者の指定申請書様式を掲載しています。）

On the right side, there is a sidebar titled '障害福祉サービス等事業者向けの情報' (Information for Service Providers) with the following links:

- お知らせ
- 新型コロナウイルス感染症関連情報
- 障害福祉サービス・地域生活支援事業者の指定等に関する届出
- 介護給付費の請求・利用契約関係
- 通知・様式・マニュアル等

A large blue callout bubble in the bottom right corner contains the text: '移動支援はこちらから、様式をダウンロードしてください。' (Download the forms from here).

届出の際は、報酬告示や留意事項通知等で算定の要件を確認いただいた後、添付書類をそろえたうえで、提出してください。添付書類が不足していて提出が遅れた場合や、審査の結果、要件を満たさないことが判明した場合などは、算定開始日が一月遅れとなったり、加算の算定ができなくなることがあります。

届出後も、加算の算定要件を満たしているか、常に確認が必要です。実地指導などで、事業所の実態が加算の算定要件に合致していないことが判明した場合は、指導の対象となり、それまで受領していた介護給付費等は返還となります。

2 納付費等に係る届出

(1) 加算等に係る届出

ア 提出書類

- ・介護給付費等
- ・介護給付費等
- ・従業者の勤務の体験
- ・変更内容が分かる「概要」を確認してください。

イ 提出期限（算定の月）

(ア) 報酬が増える月

届出が毎月 15 日

翌々月から算定を

ただし、「福祉

を受けようとする

(イ) 加算の取下げ月

事由発生後、速

ウ その他

「福祉・介護職員

15日までに、前年度

(2) 食事の提供及び居住に要する費用に係る徴収額の届出

補足給付を算定する施設において、変更が生じた場合は、その都度届け出る必要があります。

ア 届出対象

障害者支援施設

イ 提出書類

食事の提供及び居住に要する費用に係る徴収額届出書（届出様式1）

ウ 提出期限

変更日から10日以内

(3) 利用日数に係る特例の適用を受ける通所施設等に係る届出

一人の利用者が一月に利用できる日数（支給量）は、原則として各月の日数から8日を控除した日数（原則の日数）を上限とされていますが、日中活動サービスの事業運営上の理由から「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、当該施設が特定する3箇月以上1年以内の期間において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば、京都市長に届け出ることにより、「原則の日数」を超えてサービスを利用するとすることができます。

ア 届出対象

日中活動サービスを実施している事業所（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援）

イ 提出書類

- ・利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る届出書（届出様式2）
- ・年間スケジュール表など年間を通じた事業計画が分かる資料（任意様式）

ウ 提出期限

適用を受けようとする開始月の前月の15日

廃止又は休止の届出には、利用者が同じ種類のサービスを継続して利用できるよう事業所として講じた措置について、利用者一人一人について、具体的に詳しく記載してください。

3 廃止・休止・再開に関する届出

(1) 廃止及び休止に関する届出

ア 提出書類

廃止・休止・再開届出書

※ 当該事業所の利

じた措置について、詳しく述べてください。

イ 提出期限

廃止又は休止の 1 箇月前

ウ 事前相談

届出書を提出する前に、事前相談を行ってください。

(2) 再開に関する届出

ア 提出書類

- ・廃止・休止・再開届出書（第 3 号様式）
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙 2）
- ・その他必要に応じて指示する書類

イ 提出期限

再開後 10 日以内

ウ 事前相談

再開予定日の 1 箇月前までに、事前相談を行ってください。

4 指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、指定事業者等は 6 年ごとに更新を受けなければ指定事業者・施設としての効力を失います。

(1) 提出書類

- ・指定（更新）申請書（第 1 号様式）
- ・各サービスの指定（更新）に係る記載事項（付表）
- ・運営規程
- ・誓約書（参考様式 8、8-1、8-2 のうち該当するもの）
- ・役員等名簿（参考様式 9）
- ・介護給付費等算定に係る体制等（加算）に関する届出書（第 5 号様式）
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1）
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙 2）

(2) 提出期限

指定期間満了日の 2 箇月前

(3) 留意事項

- 指定期間満了日までに申請がないと指定更新は受けられません。
- 同じ事業所番号でも、各事業の指定期間満了ごとに更新申請書の作成が必要です。
- 事業を休止している間に指定期間満了を迎える場合、指定期間の満了をもって指定の効力を失うことになります。指定更新申請を行う場合は、再開届出書が必要です。
- 指定更新する意思がない場合は、事前に電話で御連絡のうえ、廃止届出書を提出してください。

8 業務管理体制の整備の届出

平成24年度から、指定障害福祉サービス事業者等は法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

(1) 対象となる事業

【障害者総合支援法に基づくもの】

- ア 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者（第51条の2）
- イ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（第51条の31）

【児童福祉法に基づくもの】

- ウ 指定障害児通所支援事業者（第21条の5の26）
- エ 指定障害児入所施設の設置者（第24条の19の2）
- オ 指定障害児相談支援事業者（第24条の38）

(2) 業務管理体制の整備の内容及び届出事項

業務管理体制の整備の内容は、事業所等の数に応じて定められています。

必要な業務管理体制の整備の内容（届出事項）			
指定事業所の数（※）	①法令遵守責任者の選任 (法令遵守責任者の氏名・生年月日)	②法令遵守規程の整備 (規程の概要)	③業務執行の状況の監査の実施 (監査の方法の概要)
19以下	○	—	—
20～99	○	○	—
100以上	○	○	○

※ 事業所数の考え方

- ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに数えます。
- ・ 事業所番号が同じでもサービス種別が異なる場合は、それぞれを1つと数えます。
例) 同一事業所番号で居宅介護、重度訪問介護、同行援護を実施…3事業所
生活介護と就労継続支援B型を実施する多機能型事業所…2事業所
- ・ 障害者支援施設は施設入所支援と昼間実施サービスを合わせて1つと数えます。
例) 施設入所支援、生活介護、自立訓練を実施する障害者支援施設…1事業所
- ・ 一般相談支援事業所は、地域定着支援、地域移行支援をそれぞれ1つと数えます。
- ・ 同一サービスの従たる事業所や出張所は数えません。
- ・ 地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援等）や基準該当事業所は数えません。

(3) 届出先

届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、事業者の主たる事務所の所在地ではありません。また、平成29年4月1日から、届出先が一部変更されていますので注意してください。

区分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室
② 全ての事業所等が京都府内に所在する事業者	京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室 (障害者総合支援法に基づく事業) 京都市子ども若者はぐくみ局 子ども家庭支援課 (児童福祉法に基づく事業)
③ ①及び②以外の事業者	京都府健康福祉部 障害者支援課（障害者総合支援法、児童福祉法に基づく事業）

(4) 届出様式等（京都市に届け出る場合）

届出が必要となる事由及び根拠法令に応じて、以下の様式にて届け出る必要があります。

届出が必要となる事由	届出様式
①業務管理体制の整備に関して届け出る場合（新規） ※ 事業所数は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに数え、 根拠条文ごとに体制の整備及び届出が必要です。 例) 居宅介護 5、重度訪問介護 5、生活介護 7、障害者支援施設 3、特定相 談支援事業 3、児童発達支援事業者 居宅介護 5、重度訪問介護 5 ⇒ 20 事業所、 特定相談支援事業 3 ⇒ 3 事業所、第 児童発達支援 3、 ⇒ 6 事業所、第	
<input type="checkbox"/> 指定障害福祉サービス事業者（第 51 条の 2) <input type="checkbox"/> 指定一般相談支援事業者（第 51 条の 31) <input type="checkbox"/> 指定障害児通所支援事業者（第 21 条の 5 の 26) <input type="checkbox"/> 指定障害児入所施設の設置者（第 24 条の 19 の 2) <input type="checkbox"/> 指定障害児相談支援事業者（第 24 条の 38)	第 2 号様式
②事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合 ※ 変更前の行政機関及び変更後の行政機関の両方に届け出る必要があります。 例) 京都市内のみで事業を実施していた事業者が、新たに宇治市において事 業を開始した場合 届出先：京都市 → 京都府 に変更	
<input type="checkbox"/> 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設（第 51 条の 2) <input type="checkbox"/> 指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者（第 51 条の 31)	第 1 号様式
<input type="checkbox"/> 指定障害児通所支援事業者（第 21 条の 5 の 26) <input type="checkbox"/> 指定障害児入所施設の設置者（第 24 条の 19 の 2) <input type="checkbox"/> 指定障害児相談支援事業者（第 24 条の 38)	第 2 号様式
③届出事項に変更があった場合 ※ 以下の場合は届け出る必要はありません。 ・事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない 場合 ・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な 変更の場合	
<input type="checkbox"/> 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設（第 51 条の 2) <input type="checkbox"/> 指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者（第 51 条の 31)	第 3 号様式
<input type="checkbox"/> 指定障害児通所支援事業者（第 21 条の 5 の 26) <input type="checkbox"/> 指定障害児入所施設の設置者（第 24 条の 19 の 2) <input type="checkbox"/> 指定障害児相談支援事業者（第 24 条の 38)	第 4 号様式

**事業所の指定等により事業展開地域が
変更し、届出先区分の変更が生じた場合
や、届出事項に変更があった場合の届出
を失念されているケースが見受けられま
すので、ご注意ください。**

令和6年度障害福祉サービス事業者集団指導

**障害福祉サービス等
情報公表制度について**

障害保健福祉推進室事業者指定担当

9 障害福祉サービス等情報公表制度

(1) 概要

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い、平成30年4月から障害福祉サービス等情報公表制度が施行され、「障害福祉サービス等情報検索」のページにおいて、全国の事業所の詳細な情報が検索できるようになりました。

この制度は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム（以下、「システム」という。）」によって運用されています。法令の定めにより、京都市内で障害福祉サービス等事業所を運営する事業者（法人）は、このシステムを通じて、毎年1回、運営する事業所の情報を京都市に報告する必要があります（令和6年度の報告の取扱いは下記(2)のとおり）。

なお、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、システムでの報告ができるていない事業所においては、「情報公表未報告減算」が適用されることに加え、指定更新時に確認できない場合は指定更新ができませんので、ご注意ください（減算及び指定更新時の取扱いは下記(3)のとおり）。

【参考：WAMNET 障害福祉サービス等情報検索】

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

(2) 令和6年度における障害福祉サービス等情報の報告期限及び公表期限等

ア 報告の対象となる事業者（法人）

- 令和6年4月1日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者（ただし、令和6年7月31日時点で休止又は廃止している事業者を除く）
- 令和6年4月1日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者

イ 情報公表の対象となるサービス

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
- 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援
※ 地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援、訪問入浴、地域活動支援センターなど）や基準該当サービスは対象外。

ウ 報告期限、報告内容及び公表時期

- (ア) 令和6年4月1日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者

- ・報告期限
令和6年7月31日（水曜日）
- ・報告する障害福祉サービス等情報の内容
基本情報及び運営情報
- ・公表時期
報告後2箇月以内

- (イ) 令和6年4月1日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者

- ・報告期限
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1箇月以内
- ・報告する障害福祉サービス等情報の内容
基本情報
- ・公表時期

報告後 1箇月以内

エ 報告の方法等

以下のページを参照してください。

【京都市情報館「障害福祉サービス等情報公表制度について」】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/>

(3) 情報公表未報告減算及び指定更新時

ア 情報公表未報告減算

情報公表未報告減算（以下「減算」といいます。）とは、算定に基づく情報公表対象サービス等のうち、その翌月から報告を行っていない状況全員について、所定単位数から減算

減算適用となる場合は、「減算有り」としてください。（報告を行っていないが改めて必要です。）

- ・ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書類（別紙1）
- ・ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）

イ 指定更新時

指定更新時に、必須の報告項目についてシステムでの報告が確認できない場合や情報公表未報告減算が適用されたままの状態では指定更新ができません。指定更新書類の提出の際は、必須の報告項目についてシステムでの報告ができるか必ず確認してください。

なお、報告期限を例年7月31日としているため、例年4～7月末に指定有効期限を迎える事業所においては、前年度の報告が完了しているか確認します。

指定更新時には、公表が必須とされている項目について、全項目が漏れなく報告されている必要がありますので、指定更新書類を提出される際には、必ずご確認ください。

<京都市情報館URL> ページ番号324802

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000324802.html>



京都市情報館

Kyoto City Official Website

市役所へのアクセス

組織一覧

Google 検索

サイト内検索

トップページ

暮らしの情報

観光・文化・産業

子育て・教育

健康・福祉

まちづくり

市政情報

現在位置： [トップページ](#) ▶ [健康・福祉](#) ▶ [障害者福祉](#) ▶ [障害福祉サービス等事業者向けの情報](#) ▶

[障害福祉サービス・地域生活支援事業者の指定等に関する届出](#) ▶ [障害福祉サービス等情報公表制度について](#)

障害福祉サービス等情報公表制度について

ページ番号324802

2024年5月24日

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い、平成30年4月から障害福祉サービス等情報公表制度が施行され、「障害福祉サービス等情報検索」ページ（外部リンク）において、全国の事業所の詳細な情報が検索できるようになりました。

この制度は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム（外部リンク）（以下、「システム」という。）」によって運用されています。法令の定めにより、京都市内で障害福祉サービス等事業所を運営する事業者（法人）は、このシステムを通じて、毎年1回、運営する事業所の情報を京都市に報告していただく必要があります。

令和6年度の報告については、下記のとおり取り扱いますので、事業者（法人）の皆様におかれましては、期限ま